

普及指導員資格試験に関するよくある質問「Q & A」

令和8年5月1日版

注) このQ & Aでは、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)を「法」、農業改良助長法の一部を改正する法律(平成16年法律第53号)を「16年改正法」、農業改良助長法施行規則(平成17年農林水産省令第4号)を「規則」、普及指導員資格試験実施要領(平成17年農林水産省経営局長通知)を「要領」と略して表記しています。

普及指導員資格試験全般にかかる質問

Q 1 普及指導員資格とは、どのような資格ですか。

A) 普及指導員資格は、都道府県において、普及事業を実施するために設置される普及指導員に任用されるために必要な資格です。(法第9条)

この資格は平成16年の農業改良助長法の改正により、平成17年度に設けられたものです。

なお、普及指導員の業務は、主として、

試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うこと

巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと

の2点が挙げられます。(法第8条第2項)

Q 2 普及指導員資格試験と平成16年以前の改良普及員資格試験との違いはなんですか。

A) 普及指導員資格試験は、普及職員の技術指導力等の高度化等を図るため、従来都道府県が実施していた改良普及員資格試験と国が実施していた専門技術員資格試験とを一本化して、国が実施することとなったものです。

また、改良普及員資格試験は、大学卒業見込みで受験が可能でしたが、普及指導員資格試験は、大学等を卒業した後、一定の実務経験を有することが受験に必要とされるなど受験資格が異なっています。(法第9条、規則第4条)

Q 3 普及指導員資格試験の具体的な内容はどのようなものですか。

A) 普及指導員資格試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験（面接）からなり、これらの全てに合格する必要があります。口述試験は、書類審査及び筆記試験に合格した方に対して実施します。

また、筆記試験は、農業等の基礎的な知識の有無を判定する審査課題ア（五肢択一式）、農業等に関する高度かつ専門的な技術に関する知識及びその応用能力の有無を判定する審査課題イ（論述式）、農業の現場における課題解決に必要な能力及び普及指導活動手法に関する知識の有無を判定する審査課題ウ（論述式）の3つの審査課題からなります。

Q 4 普及指導員資格試験の受験資格について教えてください。

A) 普及指導員資格試験の受験資格として、学歴等に応じた以下の一定期間以上の実務経験が必要とされています。その実務経験に該当する職務の種類は、農業又は家政に関する試験研究、教育又は技術の普及指導（規則第4条第1項第1号のイからハに掲げる職務）です。

受験資格における実務経験については、Q13～Q18をご覧ください。

大学院の修士課程修了者(機構から修士の学位を授与された者を含む。)	2年
大学等卒業生(機構から学士の学位を授与された者を含む。)	原則4年
短期大学等卒業生(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)	原則6年
高等学校卒業生等	原則10年

「機構」とは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構をいう。

Q 5 普及指導員の監督の下で農業等の技術についての普及指導に従事した場合の受験資格について教えてください。

A) 大学等卒業生、短期大学等卒業生、高等学校卒業生等については、

都道府県において普及指導員として任用された者をトレーナーとするOJTの形で普及指導に従事した者で、

その従事した期間が通算して2年以上であるもの

について、Q4に示した受験資格となる実務経験期間が2年短縮されます。（規則第4条第2項）

この場合、上記のOJTについて証明する普及指導従事内容報告書（要領5の(4)別記様式第4号）を受験願書に同封して提出してください。（規則第7条第1項第3号）

Q 6 専門技術員資格試験に合格しているのですが、普及指導員に任用されるためには、改めて普及指導員資格試験を受験する必要がありますか。

A) 専門技術員資格試験に合格している方は、普及指導員資格試験に合格した者とみなされるため、受験する必要はありません。（16年改正法附則第4条第1項）

Q7 改良普及員資格試験に合格しているのですが、普及指導員に任用されるためには、改めて普及指導員資格試験を受験する必要がありますか。

A) 改良普及員資格試験に合格した方であっても、改めて普及指導員資格を取得する必要があります。その際、改良普及員資格試験合格者（合格証書の写し又は合格証明書が提出された場合）は、学歴にかかわらず、2年以上の実務経験があれば普及指導員資格試験を受けることができます。（規則附則第3条）

Q8 普及指導員資格試験の実施に関する情報はどこで入手できますか。

A) 令和8年試験は5月1日（金）に実施期日、場所、受験願書の受付期間など、試験の実施上重要な事項を官報に公表しています。

また、農林水産省の普及事業のホームページにおいて、官報掲載の内容を含む令和8年試験の受験案内、受験願書等の提出書類の様式を公表していますので、これらをご覧ください。

普及指導員資格試験の出願について

Q 9 受験の申請の方法を教えてください。

A) 令和 8 年試験の受験を希望する方は、受験願書（規則別記様式第 2 号）に学歴の証明書や業績報告書等の必要書類を添えて、6 月 3 日（水）までに、郵送、持参又はメールにより農林水産省農産局技術普及課（普及指導員資格試験事務局）に提出してください（規則第 7 条）。郵送により提出された受験願書については、6 月 3 日（水）までの消印のあるものに限って受け付けますので、ご注意ください。持参する場合は、6 月 3 日（水）午後 5 時までに農林水産省技術普及課（ドア NO. 別 221）に持参してください。（持参する場合は庁舎入口にて通行証をもらってください。）必要書類の種類及び記入例については受験案内をご覧ください。

Q 10 受験手数料はかかりますか。

A) 受験手数料はかかりません。（規則第 10 条）

Q 11 改良普及員資格試験の合格証書を紛失してしまった場合、どうすればよいですか。

A) 改良普及員資格試験合格者が、Q 7 の受験資格となる実務経験期間の措置を適用されるためには、合格証書の写し等により合格したことが証明される必要があります。

改良普及員資格試験の合格証書の再交付等については、交付された（受験した）都道府県庁の普及事業担当部局にお問い合わせください。

Q 12 受験願書の提出後に注意すべきことはありますか。

A) 申請に必要な書類が揃っていない場合や、受験資格の判定及び書類審査に用いる「業績報告書（規則別記様式第 3 号）」及び「業績報告書の添付書類」が、具体的かつ項目立って記述されていない場合には、これらの書類の訂正等（追完）を求めます。求めに応じて訂正等がなされない場合には、受験願書を受理しません。

受験資格における実務経験について

Q13 農協や民間企業での職務は、受験資格上の実務経験に該当しますか。

A) 実務経験には、法人における試験研究や普及指導も含まれます。このため、農協や民間企業における実務経験についても、その内容により受験資格上の実務経験に該当する場合があります。詳しくは受験案内の「実務経験に該当する業務の例示」をご覧ください。(規則第4条)

Q14 農業関係の行政実務の職務は、受験資格上の実務経験に該当しますか。

A) 実務経験に該当する職務は、農業又は家政に関する試験研究、教育及び技術の普及指導のみです。行政実務(法令の運用、補助金・制度資金の交付等)はその職務内容が農業関係の場合であっても対象となりません。(規則第4条)

Q15 普及指導センター等での臨時職員としての職務は、受験資格上の実務経験に該当しますか。

A) 普及指導センター等における臨時職員の場合も、その職務内容によっては、受験資格上の実務経験に該当します。臨時職員の職務内容が、一般事務である場合には該当しませんが、農業又は家政に関して行った、試験研究、教育又は技術の普及指導である場合には該当します。(規則第4条)

Q16 実務経験に該当する職務に従事していた期間の育児休業、産前産後休業及び病気休暇等の長期休業期間は、受験資格上の実務経験期間に含まれますか。

A) 育児休業、産前産後休業及び病気休暇等の期間については、受験資格上の実務経験期間から控除してください。業績報告書への記載の仕方については、受験案内の業績報告書の具体的な記述例を参照してください。(規則第4条)

なお、具体的なカウントの方法としては、原則として、月ごとに普及指導等に従事した日が勤務の要する日の1/2を下回る場合に、その月をカウントしないこととしています。

ただし、短時間勤務職員の勤務時間が通常の勤務時間の1/2を超えない場合や、特別休暇の取得者の普及指導等に従事した日が月ごとの勤務を要する日の1/2を超えない月については、要領の4に従って按分してください。

また、普及指導等に従事したが、災害対応等により、やむを得ず他の業務と兼務していた場合も、要領4の考え方に準じることとします。不明な点があればお問い合わせください。

Q17 JICA青年海外協力隊の経験は、受験資格上の実務経験に該当しますか。

A) JICA青年海外協力隊として、海外で農業又は家政に関する試験研究・教育・普及指導を行っていた場合、受験資格上の実務経験年数に該当します。この場合、個別にJICAが発行する派遣証明書を手入して、受験願書に同封して提出してください。(規則第5条に規定する農林水産大臣の認定を受ける必要はありません。)

Q18 最終学歴が農業大学校の場合、実務経験の必要年数は何年になりますか。

A) 当該農業大学校が、都道府県立農業者研修教育施設として、法第7条第1項第5号に掲げる事業（農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者に対し近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を習得させるための研修教育を行うこと）を行うものである場合に限り、以下のとおりになります。

当該農業大学校の研究課程（短期大学を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した場合	4年以上 (規則第4条第1項第2号)
当該農業大学校の養成課程（高等学校を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した場合	6年以上 (規則第4条第1項第3号)

また、都道府県立農業者研修教育施設に準ずる教育施設として、専門職大学の前期課程を修了した場合、6年以上となります。

なお、普及指導員の監督の下で農業等の技術についての普及指導に従事した場合は、Q5と同様に、上記に示した受験資格となる実務経験期間が2年短縮される場合があります。

合格発表について

Q19 合否の発表は、いつどのように行われますか。

A) 書類審査及び筆記試験の結果については、11月5日(木)前後に各受験者に通知します。

口述試験後の最終合格発表については、12月14日(月)前後に合格者の受験番号を農林水産省の普及事業のホームページにて公表する予定です。また、合格者に合格証書を送付する一方、不合格者に試験の結果を通知します。

なお、合否について、電話等のその他の方法でお伝えすることはできません。

Q20 試験の採点結果を教えてください。

A) 筆記試験の不合格者に限り、希望者は採点結果(審査課題ア、イ、ウ別の得点に限る)の開示を請求することができます。

採点結果の開示を希望する方は、受験番号、氏名(自署又は捺印)、住所、電話番号を記載した申請書類と110円切手を貼付した返信用封筒(長形3号、送付先の住所を記載)を同封し、封筒の表面に「普及指導員資格試験採点結果開示請求書在中」と朱書きし、試験事務局まで郵送してください。

なお、受付期間は、12月中旬の合格発表日から翌年1月末日までの消印のあるものとし、受付期間を過ぎて提出された開示請求は受け付けません。

Q21 普及指導員資格試験の合格証書の再発行はできますか。

A) 普及指導員資格試験を受験され、合格された方で合格証書を紛失し、又はき損した方は、合格証書の再交付を申請することができます。(規則第8条第2項)

再交付申請をされる方は、所定の様式(要領5の(6)別記様式第6号)により申請書を作成し、試験事務局まで郵送又は持参にて提出してください。なお、申請方法は、農林水産省の普及事業のホームページに記載しておりますので参考にしてください。

Q22 改姓した場合、普及指導員資格試験の合格証書に旧姓の併記は可能でしょうか。

A) 農林水産省所管法令の規定に基づく申請、届出、通知等において、旧姓(旧氏)併記を希望する場合には、旧姓(旧氏)を併記することができます。普及指導員資格試験においては、合格証書に限り旧姓を併記することが可能です。